

平成21年度

福島県環境審議会第2部会議事録

(平成21年12月24日)

1 日 時

平成21年12月24日(木)

午前 13時32分 開会

午後 15時40分 閉会

2 場 所

福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

3 議 事

(1) 産業廃棄物税のあり方について

(2) その他

4 出席委員

後藤忍 佐藤俊彦 津金要雄 中井勝己 長林久夫 浜津三千雄 引地宏

福島哲仁 星サイ子 (以上9名)

5 欠席委員

稲森悠平 加藤大蔵 堀金洋子 和田佳代子 渡部チイ子 (以上5名)

6 事務局出席職員

林 生活環境部政策監

(生活環境総室)

佐藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長

山田 生活環境部企画主幹

渡辺 生活環境総務課主幹 ほか

(環境保全総室)

鈴木 生活環境部次長(環境保全担当)

長澤 産業廃棄物課長 ほか

(総務部財務総室)

小椋 税務課長 ほか

7 議事内容

(1) 開会(司会) 菅野生活環境総務課主任主査

(2) 引地議長(部会長)から、議事録署名人を佐藤委員と星委員にすることとされた。

(3) 議事(1) 産業廃棄物税のあり方について、事務局(渡辺 生活環境総務課主幹)か

ら別紙資料に基づき説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(引地議長)

審議に入る前に、排出状況等に関する資料1～3と、事業者等の意識調査に関する資料4～5に分けて質問をいただきたい。まずは資料1～3の説明についていかがか。

(後藤委員)

資料2で、特例納付事業者と自社処分業者の組み合わせ、すなわち自前で処分しかつ1万トン以上の処理をしている火力発電所があるかどうか。それによって課税の特例のどちらかが適用されるのか、両方なのか。また、4つある特例納付事業者のうち1社が化学製品の製造業とのことだが、この事業者の排出量は減っているのか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

1点目だが、火力発電所3社のうち2社は自社処分場を持っており、1社は最終処分場に搬入している。製造業者は自社処分場を持っていて処理している。

特例の考え方は、基本的に自社処分場に適用になる。例えば排出量10万トンで自社処分場を持っているとすると、まず自社最終処分の特例で5万トンになる。これが1万トンを超えているので、超えた4万トンに特例が適用されて2万トンになり、もともとの1万トンを加えた3万トンが課税標準となる。

最後に、化学製品の製造業者の排出量は減っている。よって排出量の増加は火力発電所の部分である。

(長林委員)

資料1の7ページ「4 最終処分場の状況」によれば新たな処理施設の設置は非常に厳しい見通しで、また、将来安定型で約10.9年、管理型で約7.3年と示されている。現状で、行政が有する最終処分場と民間の最終処分場との比率を教えて欲しい。

(長澤産業廃棄物課長)

行政の処分場はいわきにあったが、現在は埋め立てしておらず、資料はすべて民間の数値で算出したものである。

(星委員)

県外からもだいぶ搬入されてくるようだが、これも1トンあたり1,000円であり、県内・県外を同じ金額にした理由は何か。

(渡辺生活環境総務課主幹)

導入を検討する際の環境審議会でも議論になった。県内外どちらにせよ同じ性状のものであれば負荷は同じ、例えば最終処分場に5トン搬入されるにあたって環境に与える影響の点では同じであろう、よって差を設ける必要は無いであろうとの考えが一つ。

もう一つは、そもそも産廃税はペナルティ的なものではなくあくまで経済的手法であ

り、排出抑制を進める動機付けとすることが目的なので、県内外で特に差を設ける必要は無いであろうということ、また、他県の状況も県内外同じにしていることも踏まえて同額に設定された。

(福島委員)

資料1の7ページの不法投棄発見件数の推移については、産廃税を活用して不法投棄監視体制の強化を図ったということで、実際に平成18年に摘発件数が増えて19年に減っている。これは18年に一斉摘発し、19年度に未然防止体制の効果が働いたと読めるが、実際にはどういったことをしたのか、どういうことが効果に反映されたのか。

(梁取不法投棄対策室長)

警察官OBを16年度から随時各地方振興局に配置する措置を執っていた。16年度に2箇所、17年度に2箇所、18年度に2箇所、産廃税導入の18年度までに6地方振興局に1名ずつ「不法投棄監視指導員」として配置した。18年度に南会津に配置したが、この監視員が熱心に取り組まれ、廃タイヤを中心とする不法投棄を相当数見つけたことにより件数が増えている。なお、投棄量が増えたのは、件数の変化にある程度連動すると思われるが、この場合は、矢吹町で鉾さいの不法投棄事件があったため、これが1件で3千トンという大きな事件だったことによる。

不法投棄に関しては、監視・パトロールをすることで、当初は件数も当然に増えるという現象を引き起こすものとする。

(福島委員)

監視したことにより見つかるものが増え、この結果につながったと。では、今後産廃税を使って未然防止を強化するとのことだが、具体的にはこの「不法投棄監視」を強化していく姿勢か。

(梁取不法投棄対策室長)

不法投棄の防止に関しては総合対策事業として、主に監視を行っている。市町村の推薦により不法投棄監視委員に100名委嘱しており、1人あたり40日、全体で延べ4,000日監視していただく。先ほど触れた不法投棄監視指導員による監視、さらには、どうしても手薄になる平日の夜間と土日祝祭日の監視強化のため、民間警備会社に委託して監視パトロールを実施している。また、行政が1年365日24時間監視することはどうもできないことなく、地域住民の力がどうしても必要であり、平成20年度からは「地域ぐるみ監視体制づくり支援事業」として民間の団体、地域づくり団体に参画していただいて地域の目を光らせるという事業に取り組んでいる。

さらに、機械による定点観測として18年度から監視カメラを購入し、不法投棄の多い場所に設置し監視を強化している。

(引地議長)

警察官だけでは難しいので地域住民の協力が非常に重要だ。公共機関に通報していた

だき警察が対応するという事で未然防止につながってきたのではないかという気がする。

(中井委員)

先ほどの質問とも関連するが、県内の火力発電所からの排出量が増加傾向にあるということで、これはCO₂の排出量にも関連すると思うが、今後の見通しとして、福島県の場合、原子力発電所もかなり立地しているが、電力需要や、発電所としては原発の方なのか火力発電所の方なのかというあたりの中長期的な将来見通しのようなのももし分かれば教えて欲しい。

(渡辺生活環境総務課主幹)

火力発電所については、今回のヒアリングでは、各社の詳細な方針までは伺っていないが、電気事業連合会が今年9月に出した環境行動計画を見ると、少なくとも再生利用率に関しては、当初は90%ぐらいが目標だったようだが、それを今後95%程度までもっていこうと言っている。廃棄物だけでなくCO₂対策も合わせた総合的な自主行動計画を用いるようである。各社それぞれ事情は違うだろうが、全体としてはその方向で今後進んでいくのではないかと思う。

(鈴木生活環境部次長)

産廃税がらみの発電所は常磐共同火力、相馬共同火力、東北電力であり、直接的には出てこないが、実は東京電力は広野火力発電所を持っており、これは中井委員御指摘のCO₂の関係では大きな排出量になる。東電のばいじん処理については、県外での再利用率が県内事業者よりも高いレベルを確保していると聞いている。純粹にCO₂レベルで言うと広野火力発電所が60万キロワットで平成24年運転開始ということも錯交しているので、そういった意味ではCO₂の話はCO₂の話としてやはりあるということだけは補足しておく。

(星委員)

今、CO₂の話があったが、政府では環境税云々と言っている。もし環境税導入となれば、本県の産業廃棄物税とは全く関係ないのか、さらにプラスになるのか。

(佐藤生活環境部参事兼生活環境総務課長)

環境税については議論が1年先送りになっているようで、環境税の仕組みそのものはまだ決まっていない。当然、関連はすると思われるものの、産業廃棄物税の目的は産業廃棄物の排出抑制であるため、環境税ができたからこの税が無くなるというふうに直接的に関連するものではなく、引き続き産業廃棄物税の存在意義はあるのではないかと聞いている。これからも情報を集め、皆様方にもお伝えしながら、今後の税の在り方について検討させていただきたい。

(引地議長)

次に、資料の4と5は意見書の結果やヒアリングの結果であるが、これらに対して何

か意見はあるか。

(長林委員)

資料5に税の活用の在り方について各事業所や中核市から意見出ているが、資料2と関連して聞きたかったのは、年間約5～6億円の産業廃棄物税が入っている中で、これが県に納付されると一般財源になってしまうのか、目的別で利用できる税体系なのか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

産業廃棄物税基金があり、納めて頂いた税は一旦この基金に入る。当然、産廃条例にどういった目的に充てるか定めがあり、最終的にはそのために適合した事業の経費として基金から繰り出す形になっている。従って、一般に何にでも使っているということではない。

(長林委員)

できれば、その基金の運用について、どういう目的で使っているのかについての資料があるとありがたい。私が欠席していた間に既に出されたのかもしれないが、大まかにでもいいので教えていただきたい。

(渡辺生活環境総務課主幹)

前回の審議会で資料提供させていただいたところであるが、なお概要を申し上げる。当該税は18年度からスタートで、18、19、20年度までは事業が終了しており、3カ年でトータルすると、10億ほどの金額になる。その中で、産業廃棄物の排出抑制あるいは再生利用などによって排出量を減らそうという減量化に関する政策、具体的には、技術開発の支援であるとか先進的な施設整備をする場合の補助に約3割充当している。その他大きなくくりとしては適正な処理、この中に不法投棄の防止に関する事業があり、あるいは適正な処理を確保する事業や普及啓発的な事業等々に充当している。そのほか、中核市として郡山市といわき市が産業廃棄物行政を担っているのので、両市に交付金という形で交付して県の施策と同様の施策を実施していただいている。交付金は約7%を占めている。

(佐藤委員)

資料4について、質問というよりは、アンケート調査が不適切だったのではないかと思われる点を指摘したい。調査対象は多量排出事業所(年間500トン以上)となっているが、設問1「排出抑制、減量化、リサイクル等が促進されましたか」という質問に対しては「特に促進はされなかった」が54.3%。次の「自社処分又は委託による埋立処分量は変化しましたか」という設問に対して、「埋立処分をしていない」が18.1%で「従来から埋立処分量が少ないため、ほとんど変化はない」が40.2%。この結果を見ると、対象の半分以上が、年間500トンといってもそれは排出だけであって埋立処分をするわけではない事業者に対してのアンケート調査になっているのではないか。そのため、「処理コストやリサイクル等に対する社員の意識にどのように影響がありまし

たか」の設問に対しても「ほとんど影響はなかった」がおのずと多く見受けられている。しかし次回、もしもこういうアンケートをとるならば、実際に500トン以上埋立をする、産廃税を払う事業所にアンケートを実施したらよろしいのではないかというのが一つ。

もう一点、資料5は、我々中間処理業者、最終処分業者の声であるので、よろしくお願いをしたい。

(渡辺生活環境総務課主幹)

貴重な御意見に感謝する。資料4の設問の質問の仕方については、後ろに他県の状況の参考資料をつけているが、既に本県と同じような見直しをしている都道府県のアンケートのやり方等々を参考にしている。これはあくまでも大量排出事業者ということで排出面を見て対象を選定した点では、確かにその後、埋立てをしていないとか、そういった実態が今回の数値になって出ているのは事実。今後、アンケートをやる場合は御意見を参考にさせていただきたい。資料5については、資料4では捉えきれないと思われる部分について、埋立てをしている事業者等を個別に訪問して、その生の声を補足的にお聞きした。ここにいただいた御意見も中間取りまとめをしていく中で、できる部分を反映していきたい。

(引地議長)

質問も色々出たが、見直しの検討や今後どうあるべきかに対してもつながっていくのかなと思う。いったん質問はここまでにして、審議の方に移らせていただきたい。少しつつこんで、御意見の方を出していただきたい。

(後藤委員)

質問になってしまうが、資料4の問いはこれですべてなのかを確認したい。例えば、資料5でヒアリングしている特例措置や税額に関する質問は、資料4の489の事業者に対してはしていないのか。また、この特例措置が今後一つの議論になるのではという点からすると、資料5の方で、埋立量が1万トン以上とか、あるいは自社処分しているかどうかということによる違いが聞けるのは恐らく対象者(1)の7社だと思うが、その内訳がどうなっているか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

まず1点目の質問だが、産廃税に関するアンケート項目はここに載せたものがすべてでこれ以上のものはない。

2点目の内訳だが、基本的に1万トンを超えていない事業者に対しても「1万トン超えた場合はどう思うか」と、ひととおりのような聞き方をしている。したがって例えば、資料5の7ページ、「1万トンを超える場合の特例処置」についても1万トンを超える排出事業者(特例の事業者)だけに聞いているわけではなく、それ以下の排出事業者の方にも、特例というものをどう考えるかと尋ねており、中には、廃止するべき、一律に課税

すべきだとの意見をいただいているところもある。具体的に1万トン超えているところがどう回答したかは、再度見直さないと、今この場で正確な数値は申し上げられない。

(後藤委員)

資料5のように意見の件数で表記されてしまうと、どうしても多数意見がどちらかという見え方になってしまう。本来はそうではないわけだが。母数がアンバランスのまま件数で比較するようなことにはなるべく注意していただきたい。

(引地議長)

質問も出たので、資料等に基づいて、今後、どういう風に考えていくべきか、あるいは継続していくか、どういう対応が必要となるか、ということも含めて質問していただいて結構である。

(中井委員)

佐藤委員からの意見に、事業者の意識調査が、調査対象として除外すべきところから聞いているのではないかとお話があったが、特に資料4裏面の意識の変化或いは今後の活用した取組みを確認したいということであれば、資料4の回答事業者の中から、埋立処分をしていない或いは埋立処分量が少なくほとんど変化がない事業者を除外した形でもう一度、割合をはじき出すことはできないか。当事者である排出事業者の意識や考え方が今後の見直しにとって重要ではないかと思うので、大変面倒な作業だろうが、その作業をしたデータを出してもらいたい。

(渡辺生活環境総務課主幹)

時間をいただき、集計可能か検討させていただきたい。

(引地議長)

様々な課題がある。資源化に向けては産官学で税を有効に使って減らすなど色々考えられると思うので、委員の皆さまから、何か適正な方法があれば提案していただきたい。

先日の全体会では、税の使途として不法投棄の防止が話題になっているが、減量化や資源化の方面にはそれほど大きくは使われていないのではないかと、今後こちらへの投入がないとなかなか減っていかないのかなと、最終処分場にも決して余裕があるわけではないので、その辺に対してどう進めていったらよいか、意見はあるか。

(中井委員)

今、部会長が言われたのは資料4アンケート裏面に関わることだと思う。不法投棄の防止については全体的に人的にも整備が進んでいるようであり是非引き続きやっていただきたい。しかし本来納税している事業所からすれば、なぜまじめに取り組んでいる自分たちの納めた税金で不法投棄の取り締まりをするのかという、このあたりに矛盾を感じなくもないが、産業廃棄物全体を考えれば不法投棄の防止が図られるのは良いことだ。

施設整備の支援や技術開発への支援、リサイクル製品の認定等が本来の税金の使途となろうが、この点に関し、補助の出し方・出され方が業者の側からして使い勝手の良い

ものになっているのかという点を聞きたい。条件の制約が色々あって補助金が出ないということがあるか。無論県からすれば公金であり、無条件には出せない性格のものであろうが、施設整備や技術開発支援などに取り組んできた実績の中でどんな効果や問題点があったか少し具体的に提示してもらえると、何らかの意見を言うことも可能ではないかと思う。

(引地議長)

分かる範囲で実績件数や比率など提示していただきたい。

(長澤産業廃棄物課長)

施設整備については、税導入から実質4年、最初の年は件数が少なかったが、徐々に増え出し、リーマンブラザーズの破綻に伴う不景気で投資が抑えられた中でも、去年8件、今年5、6件ほど申請が上がってきている。その内容は、工場の工程を変えたり処理施設を入れることにより、今まで廃液となっていたものを汚泥にすることにより排出を何十パーセントも減らしたり、機械が非常に古くて脱水効率が悪く含水率が85%程度までにしかならないものを、能力の高いものに変えることによって含水率を下げるなど、様々なものがある。施設のリバイズとしても使えるので、そういう意味では使い勝手が良いのではないかと思っている。

私もあちこちに行って宣伝しているが、何件か導入されると、ロコミによって情報は意外と知れ渡っていくのかなという印象だ。

直接担当はしていないが、技術開発支援に関しては、産学官連携での取組みの場合、特に学が入ると補助率を上げている。学が入ると、成果のまとめ方のほか、継続して3年間やる事業の場合は2年目以降への道筋のつけ方などに適切なアドバイスがもらえるようであり、県内の事業者にとっては非常に使い勝手が良いのではないか。

余りにも成果が乏しそうなものとして意見が一致してしまえば審査会で駄目になるが、必ずしも実用化に結びつかなくてもなるべく拾い上げようとのスタンスでおり、事務局の商工労働部でも苦勞しているところであるが、いろいろな人の意見を踏まえながら使い勝手が良いように運用されているのではないかと思っている。

(渡辺生活環境総務課主幹)

件数の部分を申し上げると、技術開発支援だと例えばあんこを作るときの豆の皮を廃棄物として処理していたものを食品として利用するための技術開発などがあり、18年度は8事業者だったが20年度は11事業者に対して支援している。先進的な処理設備の導入への支援だと、初年度は2事業者だったが20年度は5事業者であり、事業内容が普及していけば件数は増えていくものと思っている。

(長林委員)

今の説明でだいぶ理解も進んできたが、中井委員の質問に関連して、私からも補足かたがた意見を述べさせていただきたい。

最終処分の問題点は2つあり、一つは、産廃税をつくることにより、アンケートにもあったが、中間処理業者が実質それを負担せねばならない産業構造がある点、これが非常に大きいのではないか。最終的なところに出てくるもの、本来事業者が負担すべきものを、サービスとして出していくという業界全体の問題もある。

もう一つ、今後10年20年を見据えていったときに、計画の中で安定的に最終処分場容量を確保していかなければならないとすると、最終処分業者の育成や補助をやっていただかねばならない。最終処分にではなくリサイクル等に回すなどの取組みは、行政が主体にならないと、民間ベースでは進まない経済状況にある。ここをどう考えるか。

参考資料3として示された16年度の審議会答申概要の8の用途には、今考えてもできうる最大限のことが書いてある。この項目に沿って、4年間を通じてどこにどれ位投資されたか、どういう施設があるのかという資料を示していただければ、我々としてもこの辺をもう少し強化して欲しいなど意見を言うことができる。税の公平な分配によって産業が育成されたかとか、そういう視点が出てくると思う。

(渡辺生活環境総務課主幹)

前回の審議会で参考資料の最後に税の用途を分類してお示したところではあるが、次回までにその資料を再度組み直してお示したい。

(引地議長)

中間処理業者から言われたことがあるのだが、排出事業者が直接最終処分場に持ち込むのではなく中間処理事業者を通して最終処分場に持ち込む場合は、中間処理によって排出が完全にゼロになるわけではないので最終処分場に持って行くときに払う税を、排出事業者に連絡しても払ってもらえないので困っていると。マニフェスト方式はどの程度排出業者に知れ渡っているのかが話題になったが、その辺りの連絡はどの程度まで届いているのか。

(佐藤委員)

現に中間処理業者が値引きというのが実情である。ただ、マニフェストの件は、法律で謳われており、これを持たないのは不法投棄と見なして結構だ。私としては100%実施されていると思っている。

(引地議長)

小規模な事業者だと、中間処理業者に引き渡してしまえばそれでいいものだと考えるケースもあると聞いたが。

(佐藤委員)

埋立処分は最終処理で、必ずここで産廃税がかかる。中間処理をすることは、私は必要なものだと思う、つまりリサイクルできるものは全部リサイクルし、それが不可能でどうしてもないものだけを最終的に埋め立てするという観点から、その業者さんは中間処理に持って行っているのだと思う。全く中間処理されないものを中間処理に持って

行っても、同じくやはり埋立処分料が同じようになってしまうので、私は、それは賢明だと思う。

(引地議長)

中間処理して有害なものを無害化するなり減量化することで最終処分場への持ち込みを減らすのは事業者の責任の一環である。100%中間処理で対応できるわけではないということを事業者さんも理解してくれば、私が聞いたような話も出てこない。その辺の理解がまだ不十分なのかもしれない。

(長澤産業廃棄物課長)

佐藤委員が説明されたとおりである。法律に書いてあるので、それを守らないものは不法投棄になる。ましてや中間処理業者は、マニフェストの添付されていないものを受け取れば罰則を受ける。取り消しや営業停止になるので、マニフェストのないものを受け取ることは絶対はないと理解していただいて結構である。それは不法投棄である。これは100%浸透している。ただ、法律では、これを頼むときはこれを書かなきゃいけないと示しているだけである。法律では「マニフェスト」という呼称は登場しない。法律で定める内容を具備する書類を個々の業者が作るのは大変だろうから、ある団体において様式を作成している。これが「マニフェスト」と引用されているものである。

(中井委員)

次回審議会で用意いただけるのであればお願いしたい。産廃税は基金として目的税に近い形で運用されているそうだが、基金として使うと言うことであれば毎年そこに税収入ってくるわけで、4年間の中の単年度あたりの出入り、すなわち税収として入ってきているお金と使っているお金の差、もしその差が累積しているとすればそれをどう考えるか。各種事業をやっていく上で必要なお金と毎年見込まれる収入とはある程度バランスがとれた方が良いので、基金残高ばかりが累積して貯まっていくのであれば、1,000円/トンと800円/トンにすることもあり得ると思うので、その辺の数値を教えてください。

(渡辺生活環境総務課主幹)

その件については、実は、前回の審議会資料にお示ししていた。例えば今年度の状況だと、単年度税収見込み5億3千万円程に対し、充当額は5億8千万円程であり、現時点では今年度末に3億2千万円程が基金に残る見込みである。

(浜津委員)

技術開発支援は、公募か何かでやっているのか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

募集により申請を受け、審査会を経て助成決定する。

(浜津委員)

大変失礼ながら、ここにおられる大学の先生方は産学官連携に熱心な方々であろうに、

その方が知らないということは、私も知らなかったが、相当PRが足りないのではという感じがする。一つの例で言うなら、未来博の収益が出たときにそれを基金にして公募をして審査メンバーも決めたりして、大変な人気になった。それも踏まえ、これだけ毎年税収が上がるのが分かっているのだから、是非、産学官連携にはある一定の額をぼーんと決めて大々的に支援を打ち出せば、手を挙げてくるところが沢山出てくる気がしてならない。それを厳正に審査してやれば、大学の先生達の間でも評判になると思う。私の認識が間違っていたら申し訳ないが、せっかく良いことをやっているのにそれが県民に知れ渡っていない気がするので、この点の努力が必要ではないだろうか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

御意見に感謝する。今後ともPRに努めてまいりたい。PRの方法についても検討してまいりたい。

(後藤委員)

今後の審議の日程確認だが、今後2月か3月の全体会にかけるのであれば、論点整理が早急に必要との印象だ。使途は勿論、税制度を維持するのかどうかを判断した上で、徴収方法などを変更するか否かを一つ一つ詰めていく必要があると思うので、参考資料1をベースに、本日出された論点を整理するのがよろしいのではないかと思う。

(渡辺生活環境総務課主幹)

産廃税に関しては2月中旬、さらに今年度はもう1回、3月下旬に部会を予定しており、ここまでで中間整理案のまとめをお願いしたいと考えている。

(津金委員)

私は福島県町村会からの推薦によりここに来ているが、私も、産廃税の存在がよく分からなかった者の一人である。税の導入の効果について、資料の中で、業者さんから「なかった」という答えが多かったが、アンケートという形で考えたとき、こういう声はどれだけあるのかということを確認したい。

恐らくリサイクルが完璧に行われれば問題はなくなるのだろうが、今の経済状況の中で完璧なリサイクルはとても期待できないであろうから、何らかの規制とか抑制対策をすべきと思う。今後この税をどうするかがこの審議会の大きな論点になると思うので、その意味でも、「特に効果がなかった」というこの声の中身をもう少し詳しく知りたい。

(星委員)

今の津金委員の意見に関連することで、私は、税を創設したらその効果が100%あるということは到底ありえないと思っている。創設の際に目標値があってもよいのではないかと。その目標達成に向けて各事業者の意識改革を図っていく方面にも費用を投入する。いわゆる達成目標、そのパーセンテージがあってもよさそうなものだ。

(引地議長)

確かにこの税を立ち上げた理由は、最終処分場に持ち込む量を如何にして減らすか、自社処分場も含めて減らすには、排出量の多い事業者に意見を聞いて対策を進めてきた。それが火力発電所などではなかなか減らない状況になっている。そういうこともあって効果が薄いのではないかとと言われてしまうといかんともしがたいが、ただ、それ以外の事業者については産廃税をというよりは最終処分場への持ち込む量をどう減らすかという方向には少し動いてきていると思う。もっと宣伝して、この税の用途はこうで、あり方がこういう方向に動いているなど色々なPRにより、減量化につながれば、最大の目的が達成されるであろう。それを今後どう進めていくか、何が不十分か、次回の会議までにどういうデータ資料が必要か要望あればお出しいただきたい。

(佐藤生活環境部参事兼生活環境総務課長)

星委員の意見については、県の新しい総合計画で、排出量、減量化・再生利用率に目標を定めて今後5年間推進する。また、現在策定中の環境基本計画でも同様の目標値を定め、減量化・排出抑制を進めていくこととしている。なお環境基本計画については今後の審議会で案をお示ししたいと考えている。

(後藤委員)

次回以降用意して欲しい資料としては、資料4で、クロス集計をしたものをいくつか出していただきたい。埋立処分量があるところとないところ、業種や量の違いによって回答がどう違うのかが分かればデータとして使える。但し、先ほどこれ以上の問が無いということだったので、属性を聞いていなければ難しいとは思いますが。

(渡辺生活環境総務課主幹)

データを精査し、検討させていただきたい。

(浜津委員)

不法投棄防止のために県内で行われている各種活動に要する経費には、この基金以外にはどんなお金が使われているのか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

具体的には不明だが、産廃税基金を用いた不法投棄防止総合対策事業で対応している。

(浜津委員)

私の質問の仕方が悪かった。警察や昔の行政事務所などがそれぞれで色々と不法投棄防止をPRしているが、それはすべてこの基金で対応しているのか。

(梁取不法投棄対策室長)

警察が実施しているものは別だが、県行政で行っている不法投棄防止対策事業はこの産業廃棄物税を活用してすべて行っている。

(浜津委員)

他の予算からは出ていないということか。

(梁取不法投棄対策室長)

その通りである。

(中井委員)

他県の見直し状況一覧によると、どうも期間の延長のみで中身の見直しは見あたらないようだ。福島県でも結果的にそうなることもあり得るだろうが、これはアイデアの段階でそんなことが実際に可能なのかどうか分からないが、税導入段階ではある意味で一律に1,000円/トンで課税してきたものを、この間3、4年やってみた後で、減量化やリサイクルで努力している事業者に対しては、ご褒美というわけではないがインセンティブが与えられるような仕組みを導入できないものか。減量化やリサイクル努力をどう測れるかは問題だが、例えば課税の減免などで仕組み・工夫を入れることもあり得るのではないか。課税を1,000円/トンと800円/トンにするなどというわけにはいかないだろうから減免なのかなと思うが、こうしたことも見直し作業の中で検討していただければ。

(引地議長)

年々どういう風に減らしてきているか、どういった対策を講じているのか、各事業者さんが報告する義務というか、そういうデータは県には入ってくるのか。そうであれば今の中井委員のアイデアにも対応できるだろうがその辺はどうなっているか。

(長澤産業廃棄物課長)

最終処分時の課税分は最終処分場が預かる形なので、個別の事業所が5年間のトレンドの中でどういう傾向にあるから900円に下げるなどと把握することは技術的に難しい。税を使った事業の中で、廃棄物の減量に努めている事業所を表彰するなど違う形での事業展開は考えられると思う。この点は、税の使途に関する議論の中で様々な意見を伺いながら検討させていただきたい。

(浜津委員)

発想が変だったら恐縮だが、この税を口実にしてユーザーに転嫁するといった事例は全くないということか。つまり、この税を理由にしてユーザーにお金として上乗せするということはない、それは不明ということか。そういう情報はないか。

(鈴木生活環境部次長)

最終消費者が負担しているという意味では電力供給者がそれに当たる。

(長澤産業廃棄物課長)

ただ、料金に転嫁されているかどうかは分からないが。

(浜津委員)

これを理由にして消費者に対してあと3円料金を値上げしたいとかそういった話ではないということか。そういう意味では、県民の生活と極めて密接に関わっているかというところとちょっと違う。

(鈴木生活環境部次長)

事業者の排出削減努力を促そうという税制である。

(引地議長)

それが税導入の目的であり、それがある程度達成されたとしたら今後どうあるべきかが課題になっていくわけである。

次回にまたもう少し今後の対策・制度的な面で審議したいので、それまでに考えをまとめていただきよい意見等を寄せていただければと思うのでよろしくお願ひしたい。

(4) 議事 (2)その他

(渡辺生活環境総務課主幹)

本件に関する次回の審議日程は、先程来2月中旬と申し上げているが、今後日程を調整し改めてお知らせしたい。なお、2部会委員に関連する案件は産廃税以外にもあるので、現段階で確定している分についてざっとその日程を申し上げると、1月28日には水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について開催予定である。また、2月10日には、全体会として、現在第1部会で審議中の環境基本計画のほか、毎年策定している水質測定計画に関する案件の審議を予定している。よろしくお願ひしたい。

(山田生活環境部企画主幹)

第1部会で審議いただいている環境基本計画は中間整理案がまとまり、現在パブリックコメントを実施中である。期間は12月18日から1月18日までである。委員の皆様は近日中に中間整理案を送付したいと考えているので是非御覧いただきたい。この新環境基本計画については、今ほど説明があったとおり2月10日の全体会で審議いただく予定である。

(5) 閉会 (司会) 菅野生活環境総務課主任主査